

Weekly Report

第 776 号

令和6年12月16日

相続時精算課税を適用する場合は

本年分の贈与から、暦年課税（年110万円を超える贈与を受けた場合に申告）に代えて適用できる「相続時精算課税」に基礎控除額が設けられるなど使い勝手が良くなり、選択する方が増えると思われます。

◆本年分から年110万円の基礎控除を適用

相続時精算課税は原則60歳以上の親・祖父母などから18歳以上の子・孫などに対する贈与について、贈与者ごとに暦年課税に代えて選択できる制度です。

本制度を適用した場合、贈与時は特定贈与者（本制度の選択に係る贈与者）から1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除（年110万円）及び特別控除（累積2500万円）を控除した残額に一律20%の贈与税が課され、特定贈与者が亡くなった時に贈与を受けた財産（贈与時の価額から基礎控除額を控除した残額）を相続財産に加算した価額を基に相続税額を計算します（贈与時に納付した贈与税は相続税額から控除）。

なお、本制度を選択した年分以降、特定贈与者からの贈与はその贈与者が亡くなるまで本制度が適用されます（暦年課税への変更はできません）。

◆選択する場合は申告期限内に届出書を提出

相続時精算課税を初めて選択する場合は、贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書の提出が必要です。また、特定贈与者から基礎控除額（年110万円）を超える贈与を受けた年は贈与税の申告書を提出する必要があり、期限内に提出しなかった場合は特別控除（累積2500万円）を適用できません。

なお、特定贈与者からの贈与が基礎控除額以下の場合は贈与税の申告は不要であり、基礎控除分の贈与財産は相続時において相続財産に加算されません。

申告書等の提出事実・年月日の確認方法

国税庁は来年1月から書面提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いませんが、以下の方法で提出事実・提出年月日を確認できます。

◎申告書等情報取得サービス……確定申告書等を書面提出している場合でもe-Taxを利用してファイルを取得できます（マイナカードが必要）。

◎税務署での申告書等の閲覧サービス……税務署の窓口で過去に提出した申告書等を閲覧できます。

◎保有個人情報の開示請求（有料）……税務署が保有する個人情報の開示請求により、提出した申告書等の内容を確認できます。

◎納税証明書の交付請求（有料）……納税額又は所得金額の証明書を取得できます。

高齢者雇用確保措置の経過措置が終了

高齢者雇用安定法では、事業主に対して65歳までの雇用確保措置（①65歳までの定年引上げ、②定年廃止、③65歳までの継続雇用制度導入のいずれか）を講じることを義務付けています。

③の継続雇用制度は、労使協定により制度適用対象者を限定する基準を定めていた場合に希望者全員を対象としないことを認める経過措置が講じられていましたが、その経過措置が令和7年3月末で終了となるため、令和7年4月以降は希望者全員を対象とした雇用確保措置が必要です。